

浜中町地域防災計画

地震・津波防災計画編

令和6年3月

浜中町防災会議

目 次

地震・津波防災計画編

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	1
第4節 計画の基本方針	2
第5節 浜中町の概況	11
第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況	12
第7節 浜中町における地震・津波の想定	15
第2章 災害予防計画	21
第1節 町民の心構え	21
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	25
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	29
第4節 防災訓練計画	30
第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	30
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	31
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	31
第8節 避難体制整備計画	31
第9節 避難行動要支援者等対策計画	31
第10節 津波災害予防計画	32
第11節 火災予防計画	36
第12節 危険物等災害予防計画	37
第13節 建築物等災害予防計画	37
第14節 土砂災害の予防計画	38
第15節 液状化災害予防計画	39
第16節 積雪・寒冷対策計画	40
第17節 複合災害に関する計画	40
第18節 業務継続計画の策定	40
第19節 防災拠点機能の整備に関する計画	40
第3章 災害応急対策計画	41
第1節 応急活動体制	41
第2節 地震・津波情報の伝達計画	41
第3節 災害情報等の収集、伝達計画	51

第4節	災害広報・情報提供計画	56
第5節	避難対策計画	56
第6節	救助救出計画	56
第7節	地震火災等対策計画	56
第8節	津波災害応急対策計画	58
第9節	災害警備計画	59
第10節	交通応急対策計画	59
第11節	輸送計画	59
第12節	ヘリコプター等活用計画	59
第13節	食料供給計画	60
第14節	給水計画	60
第15節	衣料・生活必需物資供給計画	60
第16節	石油類燃料供給計画	60
第17節	生活関連施設対策計画	60
第18節	医療救護計画	60
第19節	防疫計画	61
第20節	廃棄物等処理計画	61
第21節	家庭動物等対策計画	61
第22節	文教対策計画	61
第23節	住宅対策計画	61
第24節	被災建築物安全対策計画	62
第25節	被災宅地安全対策計画	63
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	63
第27節	障害物除去計画	63
第28節	広域応援・受援計画	64
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	64
第30節	防災ボランティアとの連携計画	64
第31節	災害救助法の適用と実施	64
第4章	災害復旧・被災者援護計画	65
第1節	災害復旧計画	65
第2節	被災者援護計画	65
第5章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	67
第1節	総則	67
第2節	北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性	68
第3節	関係者との連携協力の確保に関する事項	70

第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	72
第5節	地震防災上緊急に整備をすべき施設等に関する事項	82
第6節	防災訓練に関する事項	84
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	85
第8節	地域防災力の向上に関する事項	87
第9節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	89
第10節	重点的な取り組み	91
第11節	地震・津波防災推進のための事業・事務	95

地震・津波防災計画編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、浜中町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、基本法第42条の規定に基づき作成されている「浜中町地域防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、浜中町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「浜中町地域防災計画（本編）」による。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道災害対策基本条例（平成21年北海道条例第23号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主体のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災

意識の向上を図らなければならない。

- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

第1 実施責任者

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、浜中町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、浜中町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するにあたっては、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、浜中町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、浜中町及びその他防災関係機関の防災活

動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

地震・津波防災に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

また、防災関係機関の連絡先を資料編に掲載する。

1 浜中町

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜 中 町	(1) 自主防災組織の育成及び町民の自発的な防災活動の促進に関すること。 (2) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (3) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 (5) 地震・津波発生に対応する施設、設備の整備に関すること。 (6) 地震・津波災害応急食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 (7) 地震・津波災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (8) 消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 (9) 避難指示等に関すること。 (10) 地震・津波発生時の被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (11) 地震・津波発生時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (12) 地震・津波発生時の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 (13) 地震・津波発生時の交通及び輸送の確保に関すること。 (14) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 (15) 要配慮者の把握及び擁護に関すること。 (16) 防災ボランティアの受入れに関すること。
浜中町教育委員会	(1) 地震・津波発生時における児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 地震・津波発生時の文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
町立浜中診療所 町立浜中歯科診療所 町立茶内歯科診療所	(1) 地震・津波発生時における緊急医療に関すること。 (2) 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 (3) 地震・津波発生時における医療防疫対策に関すること。

2 消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
鉦路東部消防組合 (浜中消防署) (浜中消防団)	(1) 地震・津波発生時における人命救助、財産保護、消防及び水防業務に関すること。 (2) 被災地の警戒態勢に関すること。 (3) 地震・津波発生時の避難誘導及び人命救助に関すること。

	(4) 災害時における傷病者の搬送に関すること。
--	--------------------------

3 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。
北海道財務局 釧路財務事務所	(1) 公共土木施設、農業水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険金の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における町への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
北海道労働局 釧路労働基準監督署 釧路公共職業安定所	(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。
北海道農政事務所 釧路地域拠点	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における町長の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
北海道経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。
北海道産業保安監督部	(1) 電気事業者、ガス事業者の防災上の措置の指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスの保安及び事業者の指導に関すること。
北海道開発局 釧路開発建設部 (釧路道路事務所) (根室道路事務所) (根室港湾事務所)	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次被害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること。 (6) 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 一般国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。 (8) 港湾施設の整備及び災害復旧に関すること。 (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。 (10) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

3 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道運輸局 釧路運輸支局	(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保を図ること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整を行うこと。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋を行うこと。 (4) 鉄道及び自動車輸送事業の安全確保を図ること。
東京航空局 釧路空港事務所	(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 (3) 航空災害時において自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整を図ること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整を行うこと。
北海道地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関すること。 (3) 災害復旧・復興にあたって、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関すること。
釧路地方気象台	(1) 地震、津波の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 (2) 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等釧路地方気象台の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 地震・津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
釧路海上保安部 第一管区海上保安本部 釧路航空基地	(1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時において傷病者、医師、避難者又は救難物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北海道地方環境事務所	(1) 油等の大量流出による防除の協力に関すること。 (2) 災害廃棄物の処理等に関すること。 (3) 環境モニタリングに関すること。 (4) 家庭動物の保護等に関すること。
北海道防衛局	(1) 災害時における町等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。

4 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第5旅団 第27普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

5 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
釧路総合振興局	(1) 地震・津波防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (2) 防災訓練及び地震・津波防災上必要な教育の実施に関すること。 (3) 災害に関する情報の伝達、収集及び広報に関すること。 (4) 防災に関する施設、設備の整備に関すること。 (5) 防災に関する食料の供給、資材及び機器の備蓄並びに供給に関すること。 (6) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 (7) 避難指示等に関すること。 (8) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 (9) 災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 (10) 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。 (11) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (12) 災害時におけるボランティア活動に関すること。 (13) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (14) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に関すること。

6 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道釧路方面本部 厚岸警察署 (霧多布駐在所) (茶内駐在所) (浜中駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

7 北海道教育委員会

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北海道教育委員会 釧路教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 (2) 児童、生徒に対する地震・津波防災に関する知識の普及に関すること。 (3) 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。 (4) 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本郵便株式会社 北海道支社 (霧多布郵便局) (茶内郵便局) (浜中郵便局) (姉別郵便局) (琵琶瀬郵便局)	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社厚岸駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 釧路営業支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
株式会社NTTドコモ 北海道支社釧路支店	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
KDDI株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソフトバンク株式会社	(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本銀行釧路支店	(1) 災害時における通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること。 (3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること。
日本赤十字 北海道支部	(1) 救助法が適用された場合、道知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 (2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整を行うこと。 (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
日本放送協会 釧路放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
日本通運株式会社 釧路支店	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
民間放送事業者	(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
一般社団法人 釧路市医師会	(1) 災害時における救急医療を行うこと。
一般社団法人 釧路歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療を行うこと。
一般社団法人 釧路薬剤師会	(1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。

9 指定地方公共機関（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公益社団法人 北海道獣医師会	(1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。
一般社団法人 北海道バス協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道トラック協会 釧路地区トラック協会	(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
一般社団法人 北海道警備業協会 釧路支部	(1) 災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について関係機関の支援を行うこと。
公益社団法人 北海道看護協会 釧路支部	(1) 災害時における看護業務の支援に関すること。
一般社団法人 北海道LPガス協会 釧路支部	(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。
一般社団法人 北海道建設業協会	(1) 災害時における応急対策業務に関すること。
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 釧路地区事務所	(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関すること。 (2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関すること。 (3) 浜中町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。 (3) 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。 (4) 生活福祉資金の貸付に関すること。
浜中町赤十字奉仕団	(1) 町が行う被害状況調査及び応急対応などの協力を行うこと。 (2) 災害時における非常食の炊き出しなどの協力を行うこと。
浜中漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
散布漁業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中町農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
浜中酪農業協同組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。
釧路東部森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧策に関すること。 (2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること。 (3) 共済金支払いの手続きに関すること。

10 公共団体及び防災上重要な施設の管理者（つづき）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
浜中町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
北海道ひがし農業共済組合 釧路東部事業センター (浜中家畜診療所) (姉別家畜診療所)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における飼養動物の応急対応に関すること。
日本水難救済会 浜中救難所	(1) 海難救助及び漁港等の防災対策を行うこと。
浜中町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動を行うこと。
霧多布温泉「ゆう ゆプロジェクト」	(1) 町が行う応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における避難所の運営に関すること。
一般社団法人北海道 総合在宅ケア事業団 (厚岸地域浜中訪問 介護ステーション)	(1) 町が行う災害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 (2) 災害時における医療・福祉関係機関の連絡調整並びに応急医療・応急介護に関すること。

○資料編 [各種資料] 資料17 防災関係機関等の連絡先

第3 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる地震等の災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開する。

1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努める。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努める。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法(避難路、指定緊急避難場所等)及び家族との連絡方法の確認

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、

ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房、給湯用燃料の確保

- ウ 家具の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策
- エ 隣近所との相互協力関係のかん養
- オ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- カ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- キ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ク 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努める。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備

- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努める。
- (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努める。
- (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- (4) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、町民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、本町における地域社会の防災体制の充実を図る。

4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかける。

第5節 浜中町の概況

本節については、本編第2章「浜中町の概況」を準用する。

第6節 浜中町及びその周辺における地震・津波の発生状況

第1 浜中町の地震と津波

本町で記録が残っている被害地震津波は、昭和20年以降には、昭和27年(1952年)3月の十勝沖地震、昭和35年(1960年)5月のチリ地震津波、昭和48年(1973年)6月の根室半島沖地震、平成5年(1993年)1月の釧路沖地震、平成6年(1994年)10月の北海道東方沖地震、平成15年(2003年)9月の十勝沖地震、平成16年(2004年)11月の釧路沖地震、同年12月の根室半島南東沖地震、平成23年(2011年)3月の東北地方太平洋沖地震、平成25年(2013年)2月十勝地方南部地震と被害を及ぼした地震(津波)が発生している。

なお、過去に発生した各地域の主な被害地震は関係資料のとおり。

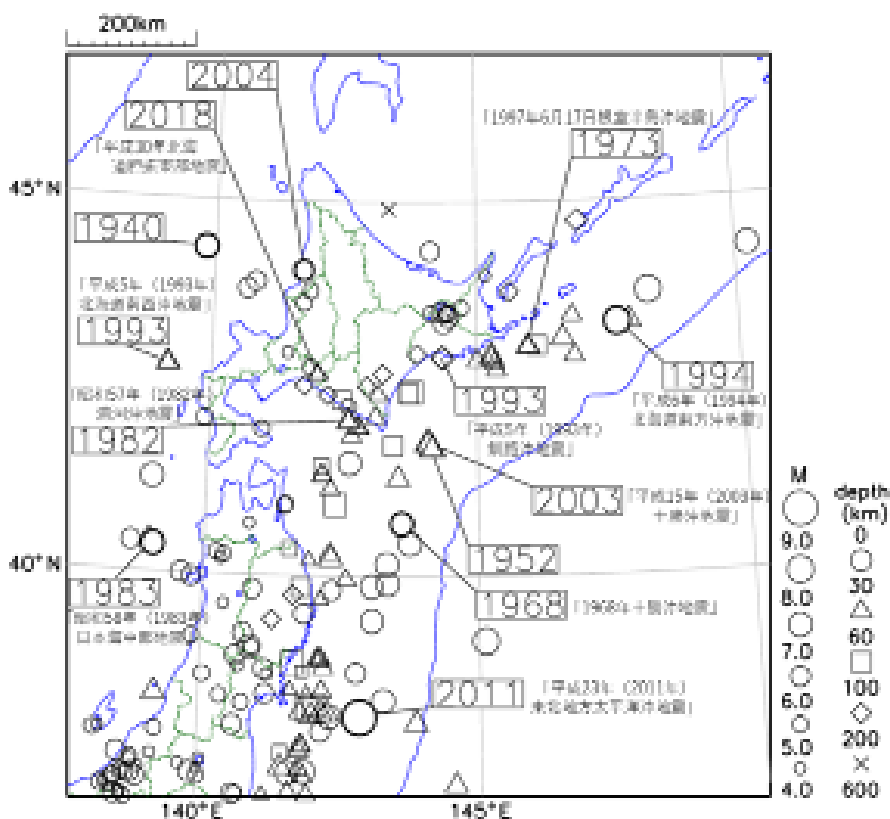
- 資料編 [各種資料] 資料20 過去の地震・津波の記録
 資料44 気象庁震度階級関連解説表

第2 被害地震の震央分布

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、次図のとおりである。

なお、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

●北海道に被害をもたらした地震の震央分布図



- ※ 震源は、気象庁の震源カタログが整備されている1923年8月1日以降とした。また、被害は理科年表及び総務省消防庁による。（資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編））
- ※ 吹き出しは被害をもたらした主な地震を示す。気象庁が命名した地震はその名称を記載した。

第3 既往地震における道東総合振興局・地域の最大震度

北海道に被害をもたらした地震のうち、十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局地域で震度5弱以上を観測され、又は推定された市町村とその震度は、次表のとおりである。

浜中町における昭和20年以降の地震による最大震度は、1993年（平成5年）1月15日の釧路沖地震による震度6（気象庁震度観測点：釧路市）、1994年（平成6年）10月4日の北海道東方沖地震による震度6（気象庁震度観測点：釧路市）及び、2003年（平成15年）十勝沖地震による震度6弱（平成8年10月1日から震度階級が変更）が最大である。

なお、浜中町における地震観測は、平成8年3月から防災科学技術研究所の強震観測施設、平成24年10月から気象庁地震計が観測を開始している。

●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の最大震度

総合振興局・振興局名	最大震度[地点：地震名又は震央名（発生年）]
十 勝	6弱 豊頃町、鹿追町、幕別町、忠類村：十勝沖（2003） 5 帯広市、本別町、広尾町：十勝地方南部（1970） 5 帯広市、広尾町：釧路沖（1993） 5 足寄町、広尾町：北海道東方沖（1994） 5強 足寄町、帯広市、本別町、更別村、広尾町：十勝沖（2003） 5強 浦幌町：十勝地方南部（2013） 5強 上士幌町、音更町、清水町、芽室町、忠類村：十勝沖（2003） 5弱 帯広市、音更町、清水町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、新得町、大樹町：十勝地方中部（2013）
釧 路	6 釧路市、厚岸町：北海道東方沖（1994） 6弱 釧路町、厚岸町：十勝沖（2003） 5強 弟子屈町、釧路町：釧路沖（2004） 5弱 弟子屈町、釧路町、厚岸町、標茶町、白糠町：十勝地方南部（2013）
根 室	6 （別海町）：国後島付近（1907） 5 根室市：根室半島南東沖（1973） 5 根室市、中標津町、羅臼町：北海道東方沖（1994） 5強 別海町：十勝沖（2003）、釧路沖（2004） 5強 根室市：十勝地方南部（2013）

（注）震度は、気象庁発表の観測値による、括弧付地点は聞き取り調査による。
市町村ごとに、最大震度を記録した直近の地震を掲載。

第4 既往地震津波における沿岸市町村の最大波高

北海道における十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の沿岸市町村における最大波高は次表のとおりである。

道内のこれまでの遡上高の最大は、平成5年(1993年)の北海道南西沖地震による奥尻町の30.6mである。

浜中町においては、昭和35年(1960年)のチリ地震による津波高4.3mがある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸(十勝～根室)において約500年間隔で発生する巨大地震(以下「500年間隔地震」という。)が明らかにされた。

500年間隔地震は、津波の最大波高が10m～15m、海岸から2km～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。

直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去6500年間に10数回の発生が確認されている。

浜中町の予想津波高は、7.5mから高いところで10.7mと予想され、海岸部の居住地域のほぼ全域が浸水域と予想されている。

平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震により、揺れは震度3で被害はなかったが、大津波警報が発表(北海道太平洋沿岸東部地域では初めて「大津波警報」が発表された。)され、昭和35年(1960年)のチリ地震津波以降最大規模の大津波が20波以上(気象庁発表津波高:霧多布港最大2.6m)押し寄せ、港湾、漁港関連施設、協同利用施設、養殖施設、漁船、漁具、水産加工場他甚大な被害を受けた。住宅地については、改修工事中の防潮堤の一部分からの越波による床上浸水が1棟あったが、他に被害はなかった。

●既往地震による十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局別の沿岸市町村における最大波高(単位m)

	1952年 十勝沖 M8.2	1960年 チリ地震 M9.5	1968年 十勝沖 M7.9	1973年 根室半島沖 M7.4	1994年 北海道東方 沖 M8.2	2003年 十勝沖 M8.0	2011年 東 北地方太平 洋沖 M9.0
十勝	大樹町 3.3	豊頃町 4.4	大樹町 2.7	—	広尾町 1.6	広尾町 4.1	豊頃町 4.3
釧路	釧路町 6.5	浜中町 4.3	浜中町 2.0	浜中町 4.5	浜中町 1.1	厚岸町 4.4	釧路市 2.8
根室	根室市 3.1	根室市 3.3	—	根室市 6.0	根室市 1.7	根室市 1.4	根室市 3.2

(注1) 最大波高は、現地調査による浸水高で、1m以上に限る。

(注2) 東北地方太平洋沖地震の数値は、今後変更される場合がある。

第7節 浜中町における地震・津波の想定

第1 基本的な考え方

北海道で想定される地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けて考えられている。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の地震や「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

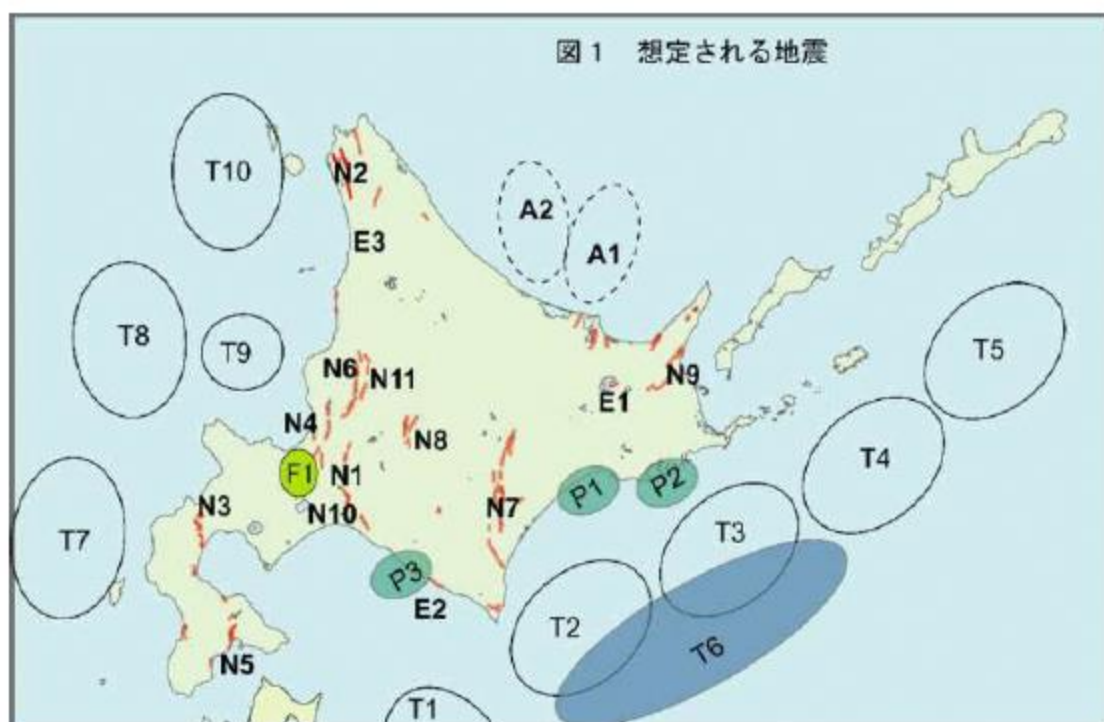
内陸型地震としては、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

北海道の想定地震は図1及び表1となり、概要は次のとおりである。

今後、地震動による被害については詳細な想定を行う。

● 図1 想定地震の震央位置



●表1 想定地震の種類

地震	断層モデル	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)	
海溝型地震						
(千島海溝/日本海溝)						
T 1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	—
T 2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	—
T 3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	8.0	—
T 4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	8.0	—
T 5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.3	—
T 6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
(日本海東縁部)						
T 7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
T 8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
T 9	留萌沖	—	1947年	既知	7.5	—
T 10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	8.0	—
(プレート内)						
P 1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
P 2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—
P 3	日高中部	—	1993年型	推定	7.2	—
内陸型地震						
(活断層帯)						
N 1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N 2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N 3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N 4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N 5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N 6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N 7	十勝平野	地震本部		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N 8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N 9	標津	地震本部		既知	7.7	56
N 10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N 11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F 1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—
(既往の内陸地震)						
E 1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—
E 2	浦河周辺	—	1982年	推定	7.1	—
E 3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—
(オホーツク海)						
A 1	網走沖(北見大和堆)	—	未知	推定	7.8	60
A 2	紋別沖(紋別沖構造線)	—	未知	推定	7.9	70

1 海溝型地震

(1) 千島海溝南部・日本海溝北部 (T1～T5)

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部(T1)、十勝沖(T2)、根室沖(T3)、色丹島沖(T4)及び択捉島沖(T5)の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震から巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。

なお、千島海溝におけるM(マグニチュード：以下同様)8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は、72.2年とされている。

ア 三陸沖北部 (T1)

三陸沖北部では、1856年M7.5、1968年M7.9(1968年十勝沖地震)、1994年M7.6(三陸はるか沖地震)が発生しており、この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域と考えられる。

イ 十勝沖 (T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。これらの地震の震源域については、強震動を発生するアスペリティはほとんど同じであるが、津波の状況からみると、1952年の地震は釧路沖の領域に一部またがって発生したと考えられている。この領域は、M8クラスの地震が繰り返し発生している領域である。今後30年以内の地震発生確率は、9%程度とされている。

ウ 根室沖 (T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。津波の高さの分布から、1894年の地震は、釧路沖を含む地域で発生した可能性が大きいと考えられている。この地域では、M7から8クラスの地震が発生すると考えられ、「1973年根室沖地震」が比較的規模が小さかったこと、1973年から約30年経過していること、「2003年十勝沖地震」では、釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は、80%程度とされている。

エ 色丹島沖 (T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

オ 択捉島沖 (T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。過去の資料は少ないが、M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられる。今後30年以内の地震発生確率は60%程度とされている。

(2) 500年間隔地震 (T6)

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年

間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島沖から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。

(3) プレート内のやや深い地震（P 1、P 2）

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100キロメートルほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M8.2の地震などがある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くのやや深い領域の地震として、釧路沖（P 1）、厚岸直下（P 2）を想定する。

2 内陸型地震

(1) 活断層帯（N1～N11）

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、表1『N 1～11』の11の活断層帯である。M 7以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

そのうち本町に大きな影響を及ぼすであろう断層帯は十勝平野断層帯（N 7）と標津断層帯（N 9）の2つである。

ア 十勝平野断層帯（N 7）

十勝平野断層帯は、主に足寄西部から本別町・上士幌町・士幌町・音更町・帯広市・更別村を経て幕別町忠類にかけて分布する主部と大樹町から広尾町にかけて分布する光地園断層からなる。主部は東隆起の逆断層と推定され、M 8程度の地震が想定されている。光地園断層は、西側隆起の逆断層で、M7.2程度の地震が想定される。30年以内の地震発生確率は主部が最大0.2%、光地園断層が最大0.4%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

イ 標津断層帯（N 9）

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

(2) 既往の内陸地震（E 1）

弟子屈地域（E 1）

弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.0、1959年M6.2、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり、被害を出している。

3 その他

上記のほか、青森県三陸沖、チリ沖などにおいて発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生率等の長期評価については、資料編の主要な活断層及び海溝型地震の長期評価による。

○資料編 [各種資料] 資料45 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

第2 浜中町における想定地震津波

1 基本的な考え方

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道東に影響の大きい津波を対象として詳細な津波浸水予測及び被害想定が行われている。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的見地にに基づいた、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行う。

2 北海道太平洋沿岸の地震

北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成24年度に作成しているが、令和2年4月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和3年7月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

この新たな津波浸水想定の中での浜中町の津波浸水予測は資料編に示すとおりである

(1) 2012年（平成24年）の津波浸水予測

北海道は、2012年（平成24年）6月28日、東日本大震災の教訓を踏まえ、太平洋沿岸の津波浸水予測図を改定した。

その中で、浜中町はこれまでの「500年間隔地震津波」の想定（火散布での遡上高10.7m）を大きく上回る津波高（琵琶瀬34.6m、渡散布30.6m、藻散布27.2m等）が公表された。

町内ほとんどの沿岸最大水位が約15mを越えるとされており（榊町14.8m～琵琶瀬34.6m）、更に7月27日に津波遡上高を追加公表し、浜中町では最大43.8m（琵琶瀬）まで津波が遡上すると想定している。

これは、1993年（平成5年）7月12日発生の北海道南西沖地震津波の遡上高30.6m（奥尻島）、2011年（平成23年）3月11日発生の東日本大震災での最高遡上高40.5m（宮城県宮古市）を上回る予想となっている。

被害予想については、公表されていないが、「東日本大震災」の教訓である命を守るため、一刻も早い住民避難に結びつく、ソフト対策、ハード対策を推進する。

また、この想定津波を引き起こす地震の大きさは、東日本大震災の地震の大きさ（マグニチュード9.0）を上回る、マグニチュード9.1が想定されているが、その被害想定についても現在北海道で検討中である。

なお、本町における津波の影響開始時間、到達時間、沿岸最大水位、最大遡上高は表6のとおりである。

●表1 北海道が公表した「新たな津波浸水予測（平成24年6月28日公表）」

地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	沿岸最大水位(m)	最大遡上高(m)	地名	影響開始時間(分)	第1波到達時間(分)	沿岸最大水位(m)	最大遡上高(m)
藻散布	4	24	27.2	32.0	榊町	9	26	14.8	19.9
火散布	4	23	27.0	29.9	幌戸	7	27	16.6	19.8

渡散布	4	23	30.6	32.2	奔幌戸	7	27	15.4	19.5
琵琶瀬	4	21	34.6	43.8	仙鳳趾	5	27	27.2	34.6
琵琶瀬湾	6	21	10.0	33.4	恵茶人	5	28	26.3	37.7
霧多布	10	24	15.8	13.9					

(2) 千島海溝沿いの巨大地震モデル

内閣府は、2020年（令和2年）4月21日、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」について最大クラスの津波断層モデル、震度分布、津波高、浸水域の推計結果を公表した。

その内容は、最大クラスの津波を引き起こす震源断層モデルは、千島海溝（十勝・根室沖）モデルでマグニチュード9.3、震度分布は北海道太平洋側の広い範囲で強い揺れが推定され、浜中町、厚岸町で震度7となっている。

津波高は、根室市からえりも町付近にかけて10～20mを超える津波高となっており、浜中町では、最大沿岸津波高22.1m（恵茶人）となっている。

このモデルを基に北海道は、2021年（令和3年）7月19日、「太平洋沿岸の津波浸水想定を公表、10月15日には津波浸水想定区域を「津波災害警戒区域」に指定された。

なお、本町における津波の最大津波高などは表7のとおりである。

●表2 北海道が公表した太平洋沿岸の津波浸水想定（令和3年7月19日公表）

地名	最大津波高 (m)	影響開始時間(分)	第1波到達(分)	最大波到達(分)	地名	最大津波高 (m)	影響開始時間(分)	第1波到達(分)	最大波到達(分)
恵茶人	15.8	9	32	32	霧多布西	9.3	8	34	34
奔幌戸	13.1	14	35	35	琵琶瀬	6.7	10	30	30
榊町	12.2	14	35	35	渡散布	16.0	6	27	27
霧多布港	8.8	11	36	36	藻散布	15.8	3	27	27
湯沸	13.7	8	29	29					

(3) 千島海溝沿いの巨大地震の被害想定

北海道は、2022年（令和4年）7月28日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際の被害想定を高揚した。

浜中町では、建物被害（全壊棟）は最大4,000棟、人的被害は、冬の深夜で早期避難者比率が低い場合は約2,700人、冬の夕方は約2,600人、夏の昼間は約2,200人と想定している。

また早期避難者比率が高い場合でも、冬の深夜で約2,300人、冬の夕方は約2,100人、夏の昼間は約1,500人と想定し避難対象人口の半数以上が死亡するとの想定となっている。

なお、本町における津波被害想定は資料46のとおりである。

○資料編 [各種資料] 資料32 津波浸水想定区域図

資料46 千島海溝沿いの巨大地震の被害想定

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び事業者（以下「町民等」という。）は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 町民の心構え

北海道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

第1 家庭における措置

1 平常時の心得

- (1) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) がけ崩れ、津波に注意する。
- (3) 建物の補強、家具の固定をする。
- (4) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (5) 飲料水や消火器の用意をする。
- (6) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料を確保する。
- (7) 町の防災訓練に進んで参加する。
- (8) 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、すばやく火の始末をする。
- (4) 火が出たらまず消火する。

- (5) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (6) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (7) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- (8) 避難は原則徒歩で、持物は最小限にする。
- (9) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (10) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (11) 秩序を守り、衛生に注意する。

第2 職場における措置

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 地震発生時の心得

- (1) まず、わが身の安全を図る。
- (2) 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (3) 揺れがおさまったら、すばやく火の始末をする。
- (4) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (5) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (6) 正確な情報を入手する。
- (7) 近くの職場同士で協力し合う。
- (8) エレベーターの使用は避ける。
- (9) 危険物車両等の運行は自粛する。

第3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

第4 屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れる。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (1) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (2) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (3) 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (4) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

第6 津波に対する心得

1 住民

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、磯釣りは危険なので行わない。

- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (1) 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

ア 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

イ 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

- (3) 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

3 漁業地域関係者

- (1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所、若しくは津波一時避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所、若しくは津波一時避難場所に避難する。

- (2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

- (3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

町は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第1 地震に強いまちづくり

- 1 町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- 2 町は、国及び道と連携し、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- 3 町及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

第2 建築物の安全化

- 1 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- 2 町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等の耐震化工事や移設建設、建替え等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 3 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- 4 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- 5 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導に務める。
- 6 町及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等、総合的な地震安全対策を推進する。
- 7 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

○資料編 [各種資料] 資料47 地震防災上重要施設一覧

第3 主要交通の強化

町は、防災関係機関等と連携し、主要な道路、港湾、鉄道等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

また、道が指定した北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路の管理者は、道路の整備及び管理の徹底に努めるとともに、町は、国道、道道が地震及び津波による災害等により通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることが想定されることから、次の主要な交道路の整備について関係機関との調整を図る。

1 北海道横断自動車道根室線（釧路～根室間）

第4 通信機能の強化

町は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努める等して、耐災害性の強化に努める。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

- 1 町は、防災関係機関並びにライフライン事業者と連携し、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- 2 町は、防災関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- 3 町においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となるグラウンド・公園等の整備に努める。

第7 液状化対策

町及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

第8 危険物施設等の安全確保

町は、防災関係機関と連携し、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第9 災害応急対策等への備え

町は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行う。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

第10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

- 1 道は、地震防災対策特別措置法に基づき、道防災計画及び町防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。
- 2 計画対象事業
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動用道路
 - (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
 - (6) 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
 - (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
 - (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
 - (9) 地域防災拠点施設
 - (10) 防災行政無線施設、設備
 - (11) 飲料水確保施設、電源確保施設等
 - (12) 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
 - (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
 - (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第11 津波に強いまちづくり

- 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、必要に応じ、津波浸水想定を見直すものとする。
- 3 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所等及び避難路・避難階段等の整備等、避難関連

施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

4 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関と連携して、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、地域住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町は、防災関係機関と連携し、住民に対して次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震・津波に対する心得
- イ 地震・津波に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ 外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難経路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話等の地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- イ インターネット、SNSの活用
- ウ 新聞、広報誌等の活用
- エ 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- オ 広報車両の利用
- カ テキスト、マニュアル、パンフレットの配布

3 町は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、

緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、各種団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第4節 防災訓練計画

地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、本編第4章第3節「防災訓練計画」を準用する。

第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や備蓄拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

実施に当たっては、本編第4章第4節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

町は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努める。

また、町は、道等と連携し、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

実施に当たっては、本編第4章第5節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震・津波による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護等速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災等の緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の推進に努める。

実施に当たっては、本編第4章第6節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から地域住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所の確保及び整備等に関する計画は、第4章第7節「避難体制整備計画」を準用する。

- 資料編 [各種資料]
- 資料36 避難階段・避難経路
 - 資料37 指定避難場所
 - 資料38 指定緊急避難場所
 - 資料41 待避所

第9節 避難行動要支援者等対策計画

地震・津波災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本編第4章第8節「避難行動要支援者等対策計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

第1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸として、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防衛」の発想により、国、道、町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、国及び道と連携し、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所や町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波等災害予防施設の整備

町は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

(1) 海岸保全対策

町は、国及び道と連携し、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

(2) 漁港整備事業

漁港管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。また、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

(3) 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

ア 国土交通省所管海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等

イ 文部科学省所管（独立行政法人防災科学技術研究所）【観測データ提供先（予定）：気象庁】日本海溝海底地震津波観測網（ケーブル一体型観測網／地震計、水圧計）

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

ア 町は、道が整備する防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

イ 町は、国及び道等と連携して沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(2) 伝達手段の確保

町は、地域住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機等の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合等）、事業者（工事施工管理者等）の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(5) 津波避難訓練等

町は、地域住民に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(6) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

3 津波警戒の周知徹底

(1) 地域住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。
- エ 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される、これら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのはなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - (ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
 - 荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。
 - (イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
 - 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域において、周知を図る事項

- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、さらに水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

○資料編 [各種資料] 資料32 津波浸水予測図

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本編第4章第11節「消防計画」及び本編第7章第7節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおりとする。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、防火クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 宿泊施設、集合住宅、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

釧路東部消防組合浜中消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防

団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

釧路東部消防組合浜中消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、本編第7章第6節「危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、次のとおりである。

第1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町は、釧路東部消防組合浜中消防署と連携し、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- 1 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- 2 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- 3 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- 4 事業所等における自主保安体制の確立強化
- 5 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- 6 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- 7 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため、本編第4章第10節「建築物等災害予防計画」に準ずるほか、次のとおり実施する。

第1 建築物の防災対策

1 市街地における建築物不燃化の促進

建築物が密集する市街地区は火災の危険度が高いことから、町は、地域内の防火構造・準防火構造による建築のさらなる指導徹底を図る。

2 木造建築物の防火対策の促進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図る。

3 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、パンフレットやインターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、建築物の所有者に対して指導、助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進するものとする。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導する。

5 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行う。

6 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第2 かけ地に近接する建築物の防災対策

町は、かけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、崖地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図る。

第14節 土砂災害の予防計画

地震動に起因する地滑り、かけ崩れ等による災害の予防については、本編第4章第17節「土砂災害の予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりとする。

第1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。平成7年(1995年)兵庫県南部地震においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

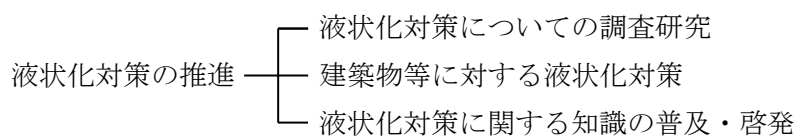
北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。「平成5年(1993年)釧路沖地震」、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」、「平成6年(1994年)北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。最近では、「平成15年(2003年)十勝沖地震」において、豊頃町から浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の人工地盤に被害が集中して発生した。

第2 液状化対策の推進

- 1 町は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



- 2 液状化対策の調査・研究

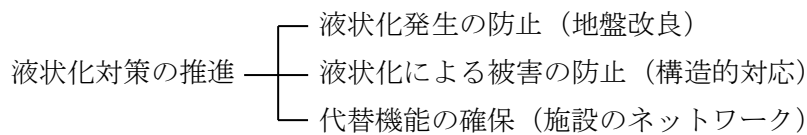
町は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

- 3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような代替機能を確保する対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(手法の体系)



4 液状化対策の普及・啓発

町は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震・津波災害が発生した場合、他の季節に発生する地震・津波災害に比べ、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、防災関係機関と連携して積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

実施に当たっては、本編第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 複合災害に関する計画

町は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとし、この計画の実施に当たっては、本編第4章第19節「複合災害に関する計画」を準用する。

第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に当たっては、本編第4章第20節「業務継続計画の策定」を準用する。

第19節 防災拠点機能の整備に関する計画

町は、地震・津波災害発生時における応急措置を迅速にかつ的確に実施するため、的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できる防災拠点等の整備を行っている。この計画の実施に当たっては、本編第4章第21節「防災拠点機能の整備に関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

町は、道及び防災関係機関との連携の下、地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、本節を基本として災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は、道及び防災関係機関と相互に連携し、本部等を速やかに設置する等、応急活動体制を確立する。

第1 町の災害対策組織

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第2 職員の動員配備

本編第3章第1節「組織計画」を準用する。

第3 民間団体との協力

町は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合にまたは長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報は、消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）により、地方公共団体等に伝達される。

町は、伝達を受けた緊急地震速報を町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

第2 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報（特別警報）及び津波警報

該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれ著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(2) 津波注意報

該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

●津波警報等の発表基準と内容

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報等	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

●津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて表現)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も、海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて表現)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

(1) 地震に関する情報

●地震情報の内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表 それに加えて、震度3以上を観測した市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4弱以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地震毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から約10分後程度で1回発表）

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

●地震活動に関する解説資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
----------	------	-----

地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、北海道の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(3) 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

●津波情報の内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 〔発表される津波の高さの値は、第2の2の(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照〕
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波観測に関する情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

①沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

②最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を發表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

●沿岸で観測された津波の最大波の發表内容

津波警報等の發表状況	観測された津波の高さ	發表内容
大津波警報を發表中	1 mを超える	数値で發表
	1 m以下	「観測中」と發表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で發表
	0.2m未満	「観測中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で發表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の發表内容について

- ①沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに發表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で發表する。
- ②最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を發表しない。大津波警報又は津波警報が發表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は發表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で發表して、津波が到達中であることを伝える。

●沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の發表内容

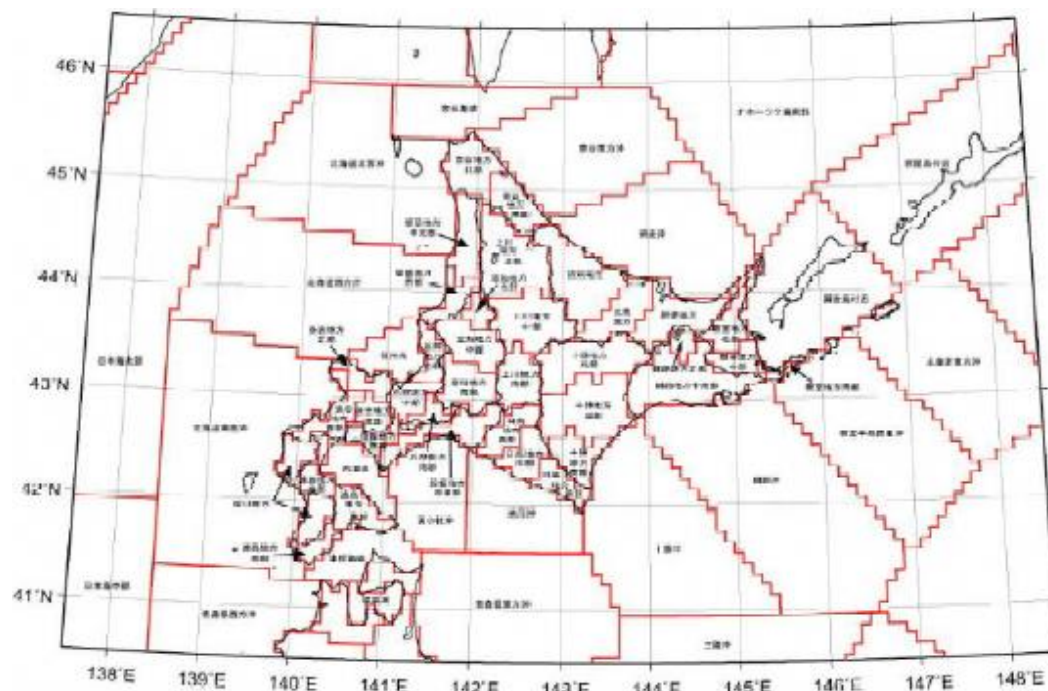
津波警報等の發表状況	沿岸で推定される津波の高さ	發表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で發表
	3 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で發表
	1 m以下	沖合での観測地を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と發表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測地、沿岸での推定値とも数値で發表

第3 地震、津波に関する情報に用いる震央地域区域名及び地域名称、津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



2 震央地名



3 津波予報区

浜中町沿岸は、北海道太平洋沿岸東部



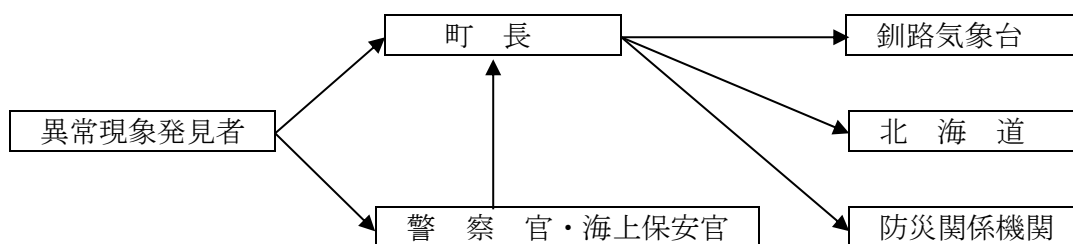
第5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び釧路地方気象台等関係機関に通報する。

1 異常気象

- (1) 地震に関する事項
- (2) 水象に関する事項

2 通報系統図



- 資料編 [各種資料]
- 資料26 一般向け緊急地震速報の利用の心得
 - 資料27 予報、警報並びに情報と管理票
 - 資料44 気象庁震度階級関連解説表

第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、本編第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び前節「地震・津波情報の伝達計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

- 1 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（Jアラート）などで受信した緊急地震速報を町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により住民等への伝達に努める。
- 2 町は、道及び防災関係機関と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話等により、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線系の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Jアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- 3 町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災、防犯に関する情報の取得及び緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置及び多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 町は、放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報や被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- 5 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換する。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

- 6 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2 災害情報等の内容及び通報の時期

1 本部の設置

- (1) 本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、釧路総合振興局及び防災関係機関へ通報する。
- (2) 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連携を図るため、必要に応じ当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

2 道への通報

町は、発災後の情報等について、次により釧路総合振興局に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置したときは直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

3 町の報告

- (1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

- (2) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (3) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第3 災害情報等の連絡体制

- 1 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
- 2 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

第4 通報手段の確保

- 1 一般加入電話による通報
- 2 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- 3 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- 4 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- 5 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- 6 衛星通信による通報

第5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第6 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合は、資料14に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を道知事（釧路総合振興局長経由）に報告する。

なお、町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

●火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【北海道・釧路総合振興局（通常時の報告先）】

報告先		北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道釧路総合振興局 地域創生部危機対策室
N T T回線	日中	011-204-5900 011-231-4314 (F A X)	0154-43-9144 0154-42-2116 (F A X)
	夜間	011-231-4111 内線22-586 011-231-4314 (F A X)	
北海道総合行政情報ネットワーク (道防災無線)	日中	6-6-210-22-587	6-6-710-2191 6-6-710-2192 6-6-710-2193
	夜間	6-6-210-22-586	

【消防庁（通常時の報告先）】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	ファクシミリ	03-5353-7537	03-5253-7553

消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49102
	ファクシミリ	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	7-048-500-90-49013	7-048-500-90-49102
	ファクシミリ	7-048-500-90-49033	7-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
N T T回線	電話	03-5253-7510	
	ファクシミリ	03-5253-7553	
消防防災無線	電話	7-90-49175	
	ファクシミリ	7-90-49136	
地域衛星通信ネットワーク	電話	7-048-500-90-49175	
	ファクシミリ	7-048-500-90-49036	

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で町が軽微であっても釧路総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの
- (6) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに状況を把握し、災害情報報告（別記第1号様式）により逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については、除くものとする。

ア 速報

被害発生後直ちに災害状況報告（別記第7号様式）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。なお、報告内容に変化が生じたときは、その都度報告し、報告の時期等に指示があった場合は、その指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了し、被害状況が確定した後、20日以内に被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。

(3) その他の報告

被害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち、最終報告は、文書をもって被害状況報告（別記第6号様式）により報告する。

(3) 消防庁速報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接速報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、資料48のとおりである。

5 災害情報等連絡責任者

災害情報等連絡責任者は防災対策室長、その代理者には、防災対策室防災係長をあてるものとする。

○資料編 [各種資料]	資料14 災害情報等報告取扱要領
	資料48 被害状況判定基準
	別記第1号様式 災害情報報告
	別記第6号様式 被害状況報告（速報・中間・最終）
	別記第7号様式 災害情報速報

第4節 災害広報・情報提供計画

町が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本編第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本編第5章第4節「避難対策計画」を準用する。

第6節 救助救出計画

地震・津波災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、本編第5章第9節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、本編第4章第11節「消防計画」及び本編第7章第7節「大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、次のとおり実施する。

第1 消防活動体制の整備

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 がけ崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- 1 消防相互応援
- 2 広域航空消防応援
- 3 緊急消防援助隊による応援

第4 地震火災対策計画の作成

町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になる等、消防能力が低下すること等から、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住人、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

地域住民に対しては、平素から地震発生時の火気の手締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後には、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の地域住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 津波警戒体制の確立

町及び防災関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

1 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

3 厚岸警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに厚岸警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

4 釧路海上保安部

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制をとるよう周知する。

第2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

1 町

町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。

2 道

町が災害の発生により、避難の指示を行うことができない場合、道知事は、避難のための指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、指示の対象地域、判断時期等について助言するもの

とする。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

3 厚岸警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに厚岸警察署を通じて町にこれら警報等の内容を伝達するとともに、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 釧路海上保安部

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。

第3 災害情報の収集

道、厚岸警察署及び釧路海上保安部は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9節 災害警備計画

地震・津波災害時において、地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、町が要請して行う厚岸警察署及び釧路海上保安部が実施する警戒、警備についての計画は、本編第5章第12節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

地震・津波の発生に伴う道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、本編第5章第13節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

地震・津波災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、地域住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、本編第5章第14節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター等活用計画

地震・津波災害時におけるヘリコプター等の活用については、本編第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

地震・津波災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、本編第5章第15節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

地震・津波発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、本編第5章第16節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料・生活必需物資供給計画

地震・津波災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、本編第5章第18節「衣料・生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 石油類燃料供給計画

地震・津波災害時の石油類燃料の供給については、本編第5章第19節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上下水道、電気、ガス施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、本編第5章第20節「電力施設災害応急計画」、本編第5章第21節「ガス施設災害応急計画」、本編第5章第22節「上下水道施設対策計画」を準用する。

第18節 医療救護計画

地震・津波災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、本編第5章第10節「医療救護計画」を準用する。

第19節 防疫計画

地震・津波災害時における被災地の防疫に関する計画は、本編第5章第11節「防疫計画」を準用する。

第20節 廃棄物等処理計画

地震・津波災害時における被災地のごみ収集、し尿の汲み取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、本編第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第21節 家庭動物等対策計画

地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本編第5章第29節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22節 文教対策計画

地震・津波による学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、本編第5章第27節「文教対策計画」を準用する。

第23節 住宅対策計画

地震・津波災害によって住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、本編第5章第25節「住宅対策計画」を準用する。

第24節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の実施

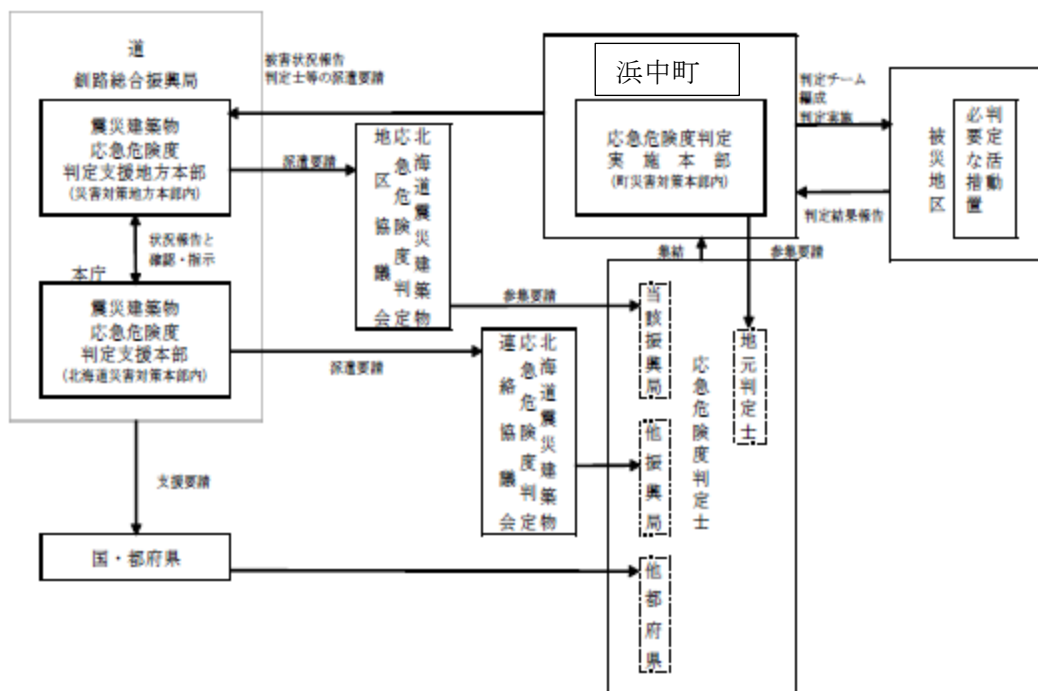
町は、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

1 活動体制

町は、道と連携し、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定の活動体制は次のとおりとする。

●活動体制



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

町は、被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第25節 被災宅地安全対策計画

地震・津波災害により、被災した宅地の安全対策については、本編第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震・津波災害により、行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、本編第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27節 障害物除去計画

地震・津波災害により、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図る場合の計画は、本編第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第28節 広域応援・受援計画

地震・津波等による大規模災害発生時等、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策は、本編第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用する。

第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震・津波災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合において、自衛隊の活動が必要と認められるとき、町が実施する、道知事及びその他の災害派遣要請権者に対する自衛隊の派遣要求は、本編第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30節 防災ボランティアとの連携計画

地震・津波災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本編第5章第32節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本編第5章第35節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

あわせて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画については、本編第8章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2節 被災者援護計画

被災者援護計画については、本編第8章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 融資・貸付け等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。町は、関係機関と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保する。町は、協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

町と道は、緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道と町は、緊密な連絡の下に、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 町、道及び防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努める。

第2 災害義援金の募集及び配分

本項については、本編第8章第3節「災害義援金募集(配分)計画」を準用する。

第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

日本海溝特措法第3条に基づき指定された本道の推進地域の区域は、次表のとおりである。

（令和4年10月3日・内閣府告示第99号）

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
--

推進地域のうち、日本海溝特措法第9条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。

（令和4年10月3日・内閣府告示第100号）

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町
--

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町、道、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第6節「防災関係機関等の処理す

べき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2節 北海道における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の特性

第1 想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込みプレート内での地震等、マグニチュード（M）7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和2年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの地震断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではMw9.3であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

東日本大震災を踏まえ、道はこれまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、平成24年度に太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した新たな津波予測を行った。

さらに、令和2年に国が公表した巨大地震モデルを基に検討を行い、令和3年度に「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく新たな津波浸水想定の設定を行った。

第2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（R4）等における被害の特性は、次のとおりである。

1 津波による被害

- (1) 津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約42,000棟、日本海溝モデルでは約130,000棟となる。
- (2) 人的被害は、冬の夕方まで早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）が死者数が最大となり、千島海溝モデルで約106,000人、日本海溝モデルで約149,000人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人々が浸水区域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難率が高く（70%）、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用

することで死者数は、千島海溝モデルでは54.7%減の48,000人、日本海溝モデルでは72.5%減の41,000人と推計される。

2 揺れに伴う被害

揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約6,200棟、日本海溝モデルは約120棟となり、人的被害は冬の深夜で早期避難意識が低い場合の死者数は約160人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約3,600棟を超える。

3 積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定（R3）では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約600棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約3,100棟となる。

4 長周期地震動による被害

2003年十勝沖地震の際、長周期地震動により、苫小牧でコンビナート火災が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、十勝沖地震と同等あるいはそれ以上に震源域が大きく、その地震動は長周期の成分が卓越し、継続時間も長いものと考えられる。

苫小牧が位置する勇払平野から札幌が位置する石狩平野にかけての地域、十勝平野の中でも帯広や十勝川河口部周辺などでは、厚い堆積層で覆われており、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなる。

また、震源域との位置関係や地盤の不規則な構造によって、さらに長周期地震動が増幅されるおそれがある。

第3節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の備蓄調達

- (1) 町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主要な品目別に確認するものとする。
- (2) 道は、管内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあっせん調整を実施する。
- (3) このほか、物資調達については、第2章第5節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」、第3章第13節「食料供給計画」、同第14節「給水計画」及び同第15節「衣料・生活必需物資供給計画」に準じる。

2 物資等の調達手配

- (1) 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- (2) 町は、道に対して町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。
- (3) 道は、町における必要な物資等の確保状況を把握し、町から当該物資等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため道が保有する物資等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

3 人員の配備

道（釧路総合振興局）は、管内の市町村における人員配置状況を把握し、必要に応じて、管内の市町村への人員派遣等、広域的な措置を取るものとする。

4 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、浜中町地域防災計画（地震・津波防災計画編）に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1 広域応援

- (1) 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対応を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防応援協定」に基づき、北海道や他の市町村及び他の消防機関に応援を要請するものとする。
- (2) 町及び釧路東部消防組合浜中消防署は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い

応援を要請するものとする。

2 自衛隊の災害派遣

- (1) 町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第3章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、知事（釧路総合振興局長）へ自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておくこととする。

3 広域応援対策

上記のほか、広域応援の要請、自衛隊の災害派遣要請等については、第3章第28節「広域応援・受援計画」及び同第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行うものとする。

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、海溝型地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための防潮堤、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画について必要に応じ別に定めるものとする。
また、水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法についても、特に、冬期においても積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすことなく、確実に作動するよう配慮するものとし、必要に応じ別に定めるものとする。
- 3 町及び道等は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 4 このほか、津波からの防護のための施設の整備等については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第10節「津波災害予防計画」に定めるところとする。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項及び関係者の連絡体制は、第2章第10節「津波災害予防計画」及び第3章第2節「地震・津波情報の伝達計画」に準じるほか、次の事項にも配慮する。

- 1 町及び道は、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達するものとする。
また、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わること等に配慮するものとする。
- 2 居住者等及び観光客等は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や町及び道による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。
- 3 町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。
- 4 町、釧路海上保安部及び道は、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の

深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

- 5 町、道及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて、被災状況により通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し円滑な情報伝達体制を整備するものとする。
- 6 町及び道は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び工程等を定めるものとする。円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

第3 地域住民等の避難行動等

1 避難対象地区の指定

(1) 地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地区は、次のとおりである。

なお、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

●津波による避難指示対象地区

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
霧 多 布	403	788	388	400
湯 沸	41	101	54	47
新 川	134	253	120	133
暮 帰 別	219	428	210	218
仲 の 浜	47	111	57	54
琵琶瀬	127	288	140	148
散 布	207	549	280	269
榊 町	64	159	85	74
奔 幌 戸	37	79	38	41
貫 人	41	98	49	49
計	1,321	2,854	1,421	1,433

(令和5年12月31日現在：住民基本台帳)

(2) 町は、あらゆる可能性により想定される津波の高さ、到達時間、浸水域を調査し、津波浸水予測図等について、道から支援を受け、町の避難対象地区の指定をはじめ、避難対策を行い、住民への浸水被害状況の周知などをするものとする。

2 避難の確保

(1) 避難計画の作成

町は、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画地震・津波防災計画編等（全体計画・地域計画）の策

定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

町は、これら避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険（浸水域）の範囲

ウ 津波からの避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 指定緊急避難場所に至る経路

オ 避難の指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

(2) 町は、津波に関する被害想定や避難に関する情報等を視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

(3) 町は、指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

(4) 避難対象地区の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するよう努めるものとする。

(5) 避難のための指示

ア 町長

(ア) 町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常気象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波襲来が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高い建物に緊急避難するよう指示するものとする。

(イ) 町は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

(ロ) 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含

む。)、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(Jアラート)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)ワンセグ等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

イ 知事

知事は、地震発生時に、当該災害の発生により町長が避難のための指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれらの措置を実施する。

ウ 警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は町長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を町長に通知するものとする。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(6) 避難の指示の発令

町長は、次の点に留意し、発令基準を定め、上記(5)により、適切に避難の指示を行うものとする。

ア 道又は法令に基づく機関から津波警報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合

イ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき

ウ 海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(7) 避難場所の指定

ア 町は、耐震性に配慮し、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるように努めるものとする。

イ 町は、高台への避難に相当な時間を要する平野部などにおける避難場所の指定に当たっては、耐震性・耐浪性や浸水深に配慮したうえで建築物を避難場所に指定するよう努めるものとする。

(8) 避難場所の維持・運営

ア 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

イ 町は、避難場所への津波警報等の情報の提供、特に冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

ウ 避難した居住者等は、自治会組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運

営に協力する。

3 避難場所における救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- ア 避難場所への受入れ
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

(2) 町は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 知事に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

4 避難行動要支援者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

(1) 町は、あらかじめ自治会組織等の単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

(2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自治会組織等が指定する者が担当するものとし、町は、自治会組織等を通じて避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 海溝型地震が発生した場合、町は、(1)に掲げる者を受入れする施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

5 避難誘導等

(1) 地域の自治会組織等及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(2) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(3) 町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。

また、津波注意、指定緊急避難場所を示す標識の設置にあたっては、国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

(4) 町は、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(5) 町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

6 意識の普及啓発等

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施するものとする。

このほか、避難対策等については、第2章第8節「避難体制整備計画」、同第9節「避難行動要支援者等対策計画」、同第10節「津波災害予防計画」、同第16節「積雪・寒冷対策計画」、第3章第5節「避難対策計画」、同第8節「津波災害応急対策計画」、同9節「災害警備計画」に定めるところとする。

第4 消防機関等の活動

1 町の措置

町は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自治会組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2 道の措置

道は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 海溝型地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
- (2) 海溝型地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、道が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握等

3 水防管理団体等の措置

海溝型地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、陸閘等の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

2 電気

- (1) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等

に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

- (2) 指定公共機関北海道電力株式会社が行う火災等の二次被害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

3 ガス

指定地方公共機関であるガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要などに関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む。）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

- (2) 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社N T T ドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、町及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

- (3) 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

- (4) 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

- (5) 指定公共機関日本放送協会札幌放送局が行う措置は、別に定めるところによる。

- (6) 指定地方公共機関北海道放送株式会社、同札幌テレビ放送株式会社、同北海道テレビ株式会社、同北海道文化放送株式会社、同株式会社テレビ北海道、同株式会社エフエム北海道、同株式会社エフエムノースウェーブが行う措置は、別に定めるところによる。

6 応急復旧等

このほか、水道、電気、ガス、通信、放送に関する施設の応急復旧等については、第3章

第17節「生活関連施設対策計画」に定めるところとする。

第6 交通対策

1 道路

- (1) 北海道警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。
- (2) 冬期においては、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に確保する対策を講ずるものとする。

2 海上

- (1) 釧路海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

3 乗客等の避難誘導

鉄道事業者その他一般の旅客運送に関する事業者は、列車、船舶等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めるものとする。

なお、避難誘導計画等の作成に当たっては、避難路の凍結等により避難が困難となることにも配慮したものとする。

4 交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第3章第8節「津波災害応急対策計画」、同第9節「災害警備計画」及び同第10節「交通応急計画」に定めるところとする。

第7 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ア) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

イ 入場者等の退避のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

(2) 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

イ 学校等にあつては、次の措置

(ア) 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難誘導のための必要な安全に関する措置

(イ) 町から、災害時の避難場所又は避難所として指定を受けている施設については、避難住民等の受入方法等

ウ 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置

なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置を取るよう協力を要請するものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所がおかれる施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置を講ずるとともに、町が行う必要な資機材の搬入配備に協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針を定めるものとする。

この場合において、津波の襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第8 迅速な救助

- 1 町は、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。
- 2 町及び道は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備をすべき施設等に関する事項

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。
- (2) 町及び道は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難場所
- (2) 避難経路
- (3) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 飲料水、食料、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

(15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

(16) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

第2 建築物、構造物等の耐震化の推進

1 建築物の耐震化

(1) 町は、耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

(2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表し、耐震性がない場合は、浜中町公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、施設の耐震性の向上を努めるものとする。

(3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設管理者は、非構造部材の耐震対策の確保に積極的に努めるとともに、指定避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能整備に努める。

(4) 特に公立学校施設は、屋内運動場等の天井、照明器具、バスケットゴール等の総点検を実施し、落下防止対策については、速やかな完了を目指すこととし、非構造部材の耐震対策の一層の促進を図る。

2 ライフライン施設等の耐震化

(1) 町、道及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

(2) 町、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

(3) 町、道、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

(4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 長周期地震動への対応等

(1) 町及び防災関係機関は、国、関係機関による長周期地震動に関する理論的研究及び長大構造物に及ぼす影響に対する専門的な調査研究の成果等を踏まえ、長周期地震動対策の検討、推進を図るものとする。

(2) このほか、建築物、構造物等の耐震化の推進については、第2章第2節「地震に強いまちづくり推進計画」及び同第13節「建築物等災害予防計画」に定めるところとする。

第6節 防災訓練に関する事項

第1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するものとし、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- 4 町は、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う防災総合訓練を実施するほか、道、防災関係機関と連携して津波警報等伝達訓練など、地域の実情に合わせて、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 警備及び交通規制訓練
 - (4) 水門等の閉鎖操作訓練
- 5 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 6 町は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
 - (3) 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各指定緊急避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- 7 町における防災訓練の実施に当たっては、津波避難等の津波防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 8 防災訓練の実施に当たっては、訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 9 防災訓練は、毎年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。このほか、防災訓練の実施については、第2章第4節「防災訓練計画」に定めるところとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、道、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 職員等に対する教育

- 1 町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。
- 2 職員に対する防災教育は、災害対策本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ各部局、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
 - (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
 - (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

第2 住民等に対する教育・広報

- 1 町は、道と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等が行う防災訓練等に関し、必要な助言を行うものとする。
- 2 教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (5) 正確な情報の入手方法
 - (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (11) 防寒具等の冬期における避難の際の非常持出品
- 3 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。
- 4 教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

第3 児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- (3) 地震や津波に対する身の守り方と心構え
- (4) 地域における地震・津波防災の取組等

第4 防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

第5 自動車運転者に対する教育・広報

町及び北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について、教育・広報に努めるものとする。

第6 相談窓口の設置等

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

このほか、地震防災上必要な教育及び広報については、第2章第1節「町民の心構え」及び同第3節「地震・津波に関する防災知識の普及・啓発」に定めるところとする。

第8節 地域防災力の向上に関する事項

海溝型地震では、広域かつ甚大な被害が発生するおそれがあり、地域の災害状況によっては地震発生直後の応急対策活動に時間を要する可能性もあることから、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の原点に立って、町民自ら可能な防災対策を実践することに加え、町民、事業所、自主防災組織等の参加・連携による地域防災力の向上が重要である。

第1 町民の防災対策

- 1 住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- 2 住民は、平常時より地震・津波に対する備えを心がけ、地震防災に関わる研修や訓練等への参加などを通じて、実践的な災害対応能力を身につけるよう努めるものとする。
- 3 平常時及び地震発生時の町民の心得等については、第2章第1節「町民の心構え」に定めるところによる。

第2 自主防災組織の育成等

- 1 住民は、地域の自主防災組織に積極的に参加し、地域の防災に寄与するよう努めるものとする。
- 2 町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施、避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。
- 3 町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、町の担当者や自主防災組織のリーダーの研修会等の実施に努める。
- 4 このほか、自主防災組織の育成等については、第2章第7節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定めるところとする。

第3 事業所等の防災対策

- 1 事業所を営む企業は、災害時に企業の果たす役割（従業員・顧客等の安全の確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 基本計画で定められた区域において、法令に定める不特定多数の者が出入りする施設、危険物取扱施設等の施設又は事業を管理・運営する事業者は、対策計画等に基づき、町、防災関係機関及び地域住民等との連携にも配慮し、防災対策を実施するものとする。
- 3 多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を

図るとともに、防災要員等の資質の向上に努めるものとする。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努めるものとする。

第9節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、町は地域住民に対して注意を促すものとする。

第1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、町の災害に関する組織等の設置等

1 後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、町に伝達するほか、次の事項にも配慮する。）

ア 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

イ 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

ウ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

エ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

2 町の災害に関する組織等の設置

災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3章第1節第1「応急活動体制」に準ずる。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町及び道は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

町及び道は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

第4 町のとるべき措置

町は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防止対策をとる旨を呼びかける。

また、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

第10節 重点的な取り組み

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策を進めるにあたっては、発生直後に犠牲者を出さないという基本理念のもと、身を守る対策を最優先とし、その後の応急期、特に命にかかわる72時間までの対策について、重点的な取り組みを進めるものとする。

また、公助としての取り組みを進めるとともに、地区別の津波避難計画及び避難行動要支援者個別計画などによる自助・共助の取り組みの支援を強化する。

さらに、防災教育や防災訓練を徹底することにより防災意識の高い子どもを育て、震災に強い人として地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守る防災リーダーとなるための長期的視点に立った取り組みを進めるものとする。

第1 地震から身を守る対策

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊や家具等の転倒から身を守るための対策を進める。

1 建物の倒壊から身を守る対策

- (1) 個人住宅の耐震診断の推進等により耐震改修、建替えの促進を図る。
- (2) 公共施設の耐震化について計画的に進める。
- (3) 民間建築物の耐震化の促進を図る。

2 家具等の転倒から身を守る対策

- (1) 個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。
- (2) 公共施設等の書棚や器具等の転倒防止を推進する。

3 地震発生時の行動を身に着ける対策

- (1) 身を守る行動（シェイクアウト）の普及啓発に努める。
- (2) 家庭での防災用品や非常食の備えを推進する。
- (3) 火災の発生を未然に防ぐ知識の普及広報を実施する。

第2 津波から避難する対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生直後は沿岸部に大津波が襲来するため、避難するための自助、共助の取り組みを強化するとともに、公助としての「逃げる」ための避難対策（ソフト）を推進する。また、「防ぐ」ためのハード事業によりこれを補強、支援する。

津波避難対策は、到達時間、津波の高さ、浸水予想範囲、避難対象地区などの地域の特性を踏まえ、計画的に取り組む必要があるため、町や地域ごとの津波避難計画を作成し、町民と行政が協力して地域を挙げての津波避難対策を推進する。

1 津波の特性、危険性を知る対策

- (1) 津波高の想定による浸水状況などの予測の充実を図り、津波の危険性について普及啓発を図る。
- (2) 地域での学習会や研修会を支援する。
- (3) 過去の津波災害を教訓として海拔表示や注意喚起を促す看板の設置など、津波の危険性

を明らかにする各種の表示を推進する。

(4) 町民や行政などが津波の特性と危険性について情報を共有化する対策を推進する。

2 津波の発生を知る対策

(1) 津波発生を迅速に伝達するための情報手段の要である Jアラートや行政無線を適切に管理し計画的な更新を図る。

(2) 漁港や港湾の施設利用者や昆布操業時の漁業者に津波発生と避難を伝える情報伝達手段の整備を図る。

(3) 観光客や外国人など土地に不案内な方々への情報伝達手段を検討する。

3 津波から迅速に避難する対策

(1) 津波からの避難方法は、確実に高台に避難できる場合は原則徒歩とするが、避難行動要支援者の避難や避難困難地域からの避難については、自動車等での避難を検討する。この場合に自動車避難のリスクを十分に認識した「自動車を使う場合の避難ルール」を策定して町民全体で共有を図る。

(2) 指定緊急避難場所は最大クラスの津波でも浸水しない場所として整備し、指定緊急避難場所への避難路及び避難道路の整備を促進する。

(3) 周囲に高台が無い地域では、津波避難タワーや津波救命艇の整備を推進する。また、あらゆる避難方法に関する情報を排除せず、自動車での避難が困難な場合などは可能な限り避難の選択肢を多く持つ対策を検討する。

(4) 避難方法、避難経路、避難場所などを示す津波ハザードマップの整備を行い、町民に対し周知を図る。

(5) 避難路及び避難道路を確保するため、道路や橋梁の安全性とともに積雪、寒冷地対策を実施する。

(6) 夜間の停電等も想定し、自立性の高いライト等を活用した避難誘導標識や避難場所標識の整備を推進する。

(7) 津波浸水域にある学校施設及び保育施設について、当面は現在地に残し、津波浸水区域外への移転については、今後時間をかけて検討する。そのために、現在地における計画的な避難訓練を徹底するとともに防災教育の徹底を図る。

(8) 要配慮者及び支援者が安全に避難できる体制を整備する。

(9) 観光客や外国人などが安全に避難できるよう体制を検討する。

(10) 学校や自治会組織など地域ぐるみの避難訓練や、夜間や冬期など様々な条件による避難訓練を推進する。

(11) 町民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

4 避難の安全性を高める対策

(1) 津波被害を軽減する海岸防潮堤は、発生頻度が高い一定程度の津波（L1）に対応するための、かさ上げ工事の整備を促進する。

(2) 海岸や漁港、港湾の管理者等は次の事項について別に定めるものとする。

- ア 防潮堤、水門、陸閘等の点検方針及び計画
 - イ 津波防災ステーションの点検方針及び計画
 - ウ 津波により孤立する恐れがある地域のヘリコプター緊急離発着場、港湾・漁港等の整備方針及び計画
 - エ 防災行政無線等の整備の方針及び計画
- (3) 水道事業管理者は、水道施設等の耐震化、老朽化対策を進めるとともに、防災機能の強化のため応急給水、応急復旧に係る体制の構築と受援体制の整備を図る。また下水道についても災害時にも安定的に機能する必要があることから計画的な耐震化、老朽化対策を進める。
- (4) 電気事業管理者は、電気が津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難のためには重要であることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。また、火災等の二次被害の防止に必要な措置に関する広報を実施する。
- (5) ガス、灯油等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓や給油栓の閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- (6) 被災前後における迅速な通報と強い情報伝達システムの充実を図る。
- (7) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信の確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (8) 防災施設の改修、整備を計画的に進める。
- (9) 津波避難計画の点検及び避難路、避難場所等の安全点検を計画的に進める。

第3 応急対策活動体制等の整備

町及び防災関係機関は、地震発生時の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練や応急対策能力を高めるための図上訓練を実施する。

また、地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制整備等、医療救護体制の整備を進める。

緊急輸送道路及び海上輸送機能、空輸輸送機能を確保する対策を進める。

第4 避難所等の整備

指定避難所の暖房設備や電源確保など必要な物資や資機材の備蓄等を進める。

また、避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図るとともに、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。

第5 総合防災拠点等の整備

町及び防災関係機関の災害対応の拠点となる施設等の整備を進める。特に大津波災害の場合は、霧多布地区が孤立する恐れがあることから、内陸方面にも防災拠点等の整備を進める。

第6 学校・地域での防災教育

町は、児童生徒に対し、学校教育課程において、防災対策上必要な防災教育を推進し、災害に対する正確な知識を学び、自らの命は自分で守るという意識づくりをすることで、災害に強い人づくりを目指すものとする。

特に、津波に対しては、一人ひとりが一生懸命逃げる防災教育・啓発及び訓練を徹底して行うことにより防災意識の高い子どもたちが、地域の大人になったとき、家族の生命と地域の住民を守る防災リーダーとなるための取り組みを進める。

第7 自主防災組織の組織化と機能強化

自主防災組織の機能を有する自治会・町内会組織を単位とした地区防災計画の策定を推進する。この場合、津波浸水区域を対象とした避難対策について個別の避難計画について検討する。

また、自主防災組織の組織化を奨励し、地域における防災機能の強化を図るものとする。

第8 町民への防災教育・学習

町は、防災関係機関等と協力して、地域の実情に応じた地域単位、職場単位の防災教育を推進する。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備える町民の自助を支援するための、町民自身による地震防災対策を推進する。

第9 防災エキスパートの養成

町は、防災関係機関等と協力して、地域における防災活動の担い手となる防災士や北海道防災マスターなどの防災エキスパートの育成を推進する。

また、全職員に対し、地震・津波が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、基礎知識の学習や、図上訓練などの手法を取り入れた実践的な防災教育を推進する。

第10 防災の視点に立った公共施設等の整備

第6章第4節「地震・津波防災推進のための事業・事務」に基づき、各種の施設等の整備を進める。また、防災の視点を盛り込んだ公共施設の整備を図る。

第11 災害応急対策

町は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生直後における初動応急対策として「浜中町災害対策本部行動マニュアル」等を作成し、全職員が共通認識の下で災害対応が行えるよう取り組みを進める。

第11節 地震・津波防災推進のための事業・事務

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等から町民の生命、身体並びに財産を保護するため、地震津波防災推進のための事業・事務については、計画的に整備を図るものとする。

第1 基本方針及び取り組みの施策

基本方針	取り組みの施策
1 円滑な避難の確保	① 指定緊急避難場所、指定避難所の整備 ② 避難空間（津波避難タワー、救命艇等）、避難路の整備 ③ 避難所の環境改善、備蓄品の確保 ④ 避難誘導サインの充実 ⑤ 情報伝達手段の整備 ⑥ 津波ハザードマップの作製 ⑦ 津波避難計画の策定 ⑧ 避難行動要支援者対策の強化
2 地震・津波からの防護	① 海岸保全施設の整備 ② 港湾・漁港施設の整備 ③ インフラ、公共施設の耐震化の促進 ④ 水門等の自動化機能の強化
3 地震・津波に備える	① 防災資機材の整備、備蓄対策 ② 防災訓練の徹底 ③ 防災教育の充実、防災知識の普及・啓発 ④ 総合防災拠点施設の整備 ⑤ 孤立地域対策 ⑥ 災害時における応急救護設備
4 津波に強いまちづくり	① 緊急輸送道路等の整備 ② 住宅耐震化等の促進 ③ 自主防災組織の促進及び地区防災計画の策定 ④ 重要な公共施設等の再配置
5 津波から復旧・復興する	① 事業継続計画（BCP）策定促進 ② 広域支援体制の整備 ③ 災害廃棄物対策 ④ 生活再建支援対策 ⑤ 事前復興準備

第2 事業・事務（津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項）

第11節第1の「基本方針及び取り組みの施策」について、町が実施する事業・事務については次のとおりとし、計画的に整備を図るものとする。

津波避難対策緊急事業を行う地区名	津波から避難するために必要な緊急時実施すべき事業の種類	目標	達成期間
丸山散布	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和6年度
琵琶瀬	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和7年度
新川西	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和8年度
仲の浜	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度
暮帰別	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～ 令和9年度